「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」及び 「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」の一部改正(案)の概要

趣旨

本市では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、空家特措法といいます。) が施行されたことを受け、空家特措法を補完するものとして、空家特措法の適用対象外となる空地や長 屋等も対象にした「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」(以下、空家空地条例といいます。)を制 定し、市政の重要課題として総合的な空家空地対策に取り組んでいます。

空家空地条例の制度中、市民の生命、身体及び財産に危険が切迫している場合に必要最小限の応急措置を行う<u>「応急的危険回避措置」(空家空地条例第 16 条)</u>について、所有者責任の原則及び所有者の財産権の保護の観点から、これまでは<u>所有者不明の場合に限り</u>実施してきました。また、「神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例」(以下、建築安全条例といいます。)においても、空家等ではない老朽危険家屋等に対する措置について、同様の規定を設け実施してきました(建築安全条例第 61 条)。

このたび、より市民の安心・安全な生活を守るために、当該措置について<u>所有者が判明している場合にも、</u>一定の場合には行うことができるよう空家空地条例・建築安全条例について一部を改正しようとするものです。

改正(案)の概要

① 所有者が判明していても、以下のような場合については、応急的危険回避措置の実施を可能とします。

<応急措置の実施が可能となる場合の具体例>

- ◆ 風水害等により急激に空家等の状態が悪化した場合
- ◇ 複数の所有者がおり、一部の所有者が分からない場合
- ◆ 所有者が意思表示を行うことができない特別の事情がある場合 等

かつ

真に危険が切迫している場合

- ② 措置を実施する前に、判明している所有者へ通知します。所有者が判明しない場合は、公告を実施します。
- ③ 措置にかかった費用については、判明している所有者の負担となります。

改正時期

令和5年第1回定例市会(2月議会)に条例改正議案を提出する予定です。